

会津広域観光コース造成事業 業務委託仕様書（案）

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託する会津広域観光コース造成事業に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

第1 事業の目的

会津地方では、新型コロナウイルス感染症等の影響により観光客数が減少し、感染上の位置付けが5類に分類された現在においても、観光客数は新型コロナウイルス感染症の流行前の数値まで戻っていない状況にある。

このため、新たな観光コースを造成し商品化することで、インバウンドを含めた観光客を誘客し、観光客数の回復を早め、地域の活性化につなげるとともに、市町村が単独で実施することが困難な会津広域の観光コースを造成することで、振興局と各市町村の連携を強化し、会津地方の観光振興の起爆剤とする。

加えて、令和8年度から本県で開催される観光企画のDC（デスティネーションキャンペーン）を見据え、本事業の観光コースを活用し、観光客の誘客における相乗効果を図るものとする。

第2 事業の内容

会津地方に点在する地域資源をいかした自然や歴史、文化等の会津の魅力を体験できる観光コンテンツと、好奇心を刺激し非日常を感じるようなアウトドアアクティビティを組み合わせた広域観光コースを造成し、旅行商品として販売し、誘客を行う。

1 造成するコースの内容及び数について

旅行商品は、次のAコース及びBコースの各1コースを含めた、計2コース以上を造成するものとする。

なお、各コースは第2の2に規定する対象地域において、複数の市町村にまたがるものとし、テーマやストーリーを設定し、複数のコンテンツを含むものとする。

(1) Aコース

乙が新たに造成するものとする。

(2) Bコース

別紙の6つのモデルコースを参考とした上で、造成するものとする。

2 造成するコースの対象地域について

事業の対象地域は、会津地方振興局管内の13市町村（会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町）を基本とし、観光客の需要に応じて甲と協議の上、決定する。

3 コース造成のやり方について

(1) 事前調整

会津地方における外国人も含めた観光客の需要を把握し、商品のターゲット及びニーズを明確にした上で、各コースに組み込むコンテンツやアウトドアアクティビティ等の候補を整理すること。

(2) アドバイザー等との連携

必要に応じて、甲が指定するアドバイザー、対象地域の観光協会や市町村の担当者、さらには、観光事業者など(以下「アドバイザー等」という。)へのヒアリングや打合せ等を行うこと。

(3) ワークショップ

各コースの内容等について、アドバイザー等と協議・検討する場のワークショップを次のとおり2回開催すること。

また、参加者には、事前調整で把握した観光客の需要等のデータを共有すること。

- ・ 1回目：各コースの検討及び改善
- ・ 2回目：次に規定する実証後に明らかとなった課題の解決
※ 実証に参加した者からの指定や意見等を参考に、コースの改善や改良に反映させること。

(4) 実証(ファムトリップ)

広域観光コースの商品化に向けた課題等の抽出のため、実証として各コースのファムトリップを実施すること。

また、参加者は観光関係者や乙の社員など実証に適した人選を行うこと。なお、1回の実証で、各コースをまとめて実施しても差し支えない。

- ・ 費用負担：甲及び参加者の体験料や交通費、宿泊費等は、当該委託料から負担するものとする。
- ・ 参加者数：各回10名程度とする。また、1回の実証で、各コースをまとめて実施する場合の参加者は、10名程度で差し支えない。

4 造成したコースの商品化について

上記第2の1～3により造成した各コースを次のとおり商品化すること。

なお、商品化とは、造成した各コースを旅行商品として乙が販売し、誘客を行っている状態とする。

また、商品の販売方法と販売促進のためのPR方法等について提案すること。

- ・ Aコース：令和7年3月までに商品化すること。
- ・ Bコース：令和6年12月までに商品化を行い、令和7年3月までに複数件の販売実績が出るよう努めること。

5 その他の情報発信

(1) 国内外の観光客が、造成した各コースを実際に体験したくなるよう、情報発信力の高い人物等に各コースを実際に体験してもらい、動画などのSNS等を活用した情報発信を提案すること。

(2) 造成した各コースを旅行商品情報として県のホームページからアクセスできるWEBページを作成すること。

なお、旅行商品情報だけではなく、事業の進捗状況等も発信し、商品の利用促進につなげるようにすること。

6 事業の進捗状況等報告等

本事業を円滑に実施するため、事業の進捗状況や商品化の過程等について、1か月に1回以上甲と打合せを行うこと。

また、甲が参加しない事業に関する打合せ等があった場合、乙はその内容がわかる報告書を甲へ提出するなど、情報共有を図ること。

第3 事業成果の把握・とりまとめ

次の第3の1～3の事項についてとりまとめ、実績報告書（第5の1）により報告すること。

- 1 事業実施内容（各商品の概要、事業実施に関する経過及び成果）
- 2 実証による検証結果（事業成果に対する分析・課題の記載、持続可能な取組とするための方法の記載等）
- 3 造成した商品の販路等についての分析

第4 総括責任者

乙は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

第5 成果品

- 1 実績報告書（正副本 1 部ずつ）
なお、それぞれの事業実施後、速やかに実施状況報告を行うこと。
- 2 各事業を実施するうえで制作した印刷物や電子データがある場合、その一式
- 3 各事業を実施するうえで撮影した写真・動画に係る電子データがある場合、その一式

第6 提出書類

乙は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 1 契約締結後に速やかに提出するもの
 - (1) 着手届
 - (2) 総括責任者通知書
 - (3) 事業スケジュール表（任意様式）
 - (4) 業務実施体制図（任意様式）
 - (5) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類（任意様式）
- 2 業務完了後に速やかに提出するもの
 - (1) 完了届
 - (2) 収支決算書（任意様式）
 - (3) 成果品（第5の1～3）
 - (4) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類（任意様式）

第7 業務の進め方

- 1 乙は業務着手に先立ち、甲と協議・調整のうえ、事業スケジュール表を提出すること。
- 2 本業務の円滑な進捗を図るため、乙は甲と協議しながら作業を進めること。
- 3 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、甲に帰属するものとする。
- 4 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
- 5 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。

- 6 業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- 7 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。